秘密保持契約書

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター(以下「甲」という)と、

(以下

「乙」という)とは、甲乙間の講習会用映像教材リニューアル業務に関する取引の入札(以下「本件業務」という)に関連して、それぞれが開示を受ける情報等について、その秘密を保持することを目的として、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。本契約において、情報等を開示する者を「開示当事者」といい、開示を受ける者を「受領当事者」という。

第1条 (連絡先情報)

本契約に基づく両当事者の第一次連絡先は以下のとおりとします。

• Ⅲ

氏名:西村隆太郎 役職:教育研修部

住所:〒110-0005 東京都台東区上野三丁目 24番6号 上野フロンティアタワー 13階

• 乙

氏名: 役職: 住所:〒

第2条 (秘密情報)

本契約において「秘密情報」とは、本件業務に関連して開示当事者が受領当事者に開示した経理情報、総務・ 人事情報、顧客・取引先情報、営業情報、技術情報、ノウハウ、資料又はサンプルを含む製品であり(本件業務 に基づく仕様書・設計書その他の成果物を含む)、その開示又は提供時に秘密情報であると明示したものとする。 なお、口頭、書面、磁気ディスク等その情報の形態を問わない。

第3条 (秘密情報の使用)

受領当事者は、秘密情報を講習会用映像教材リニューアル業務の調達に係る入札のためにのみ使用する。

第4条 (適用除外)

第2条の秘密情報には、次の各号に該当するものは含まれない。

- (1) 受領の時点で既に公知のもの、又は受領した後に本契約に違反することなく公知となったもの
- (2) 受領当事者が本契約に違反することなく第三者から正当に入手したことを立証し得るもの
- (3) 受領の時点で既に受領当事者が保有していたことを立証し得るもの
- (4) 受領当事者が秘密情報によらずして独自に開発したことを立証し得るもの

第5条(個人情報)

本契約に基づき提供される個人情報は秘密情報とみなされるものとし、世界中に転送され、かつ保管される場合がある。各当事者は、当該情報の開示、及び他方当事者による使用、保管並びに移転に関連し、通知を行い、承認を得る責任を負うものとする。両当事者は、本契約に基づき、健康状態、クレジットカード情報、又はその他センシティブな個人情報を開示しないことに同意する。

第6条 (秘密情報の保護)

受領当事者は、開示当事者の秘密情報を、本契約発効日より3年間、秘密として保持する。受領当事者は、法律の定めによる場合を除き、開示当事者の秘密情報を甲と乙との間の合意内容を履行する以外の目的で、いかなる形態であれ第三者に開示しないことに同意する。受領当事者は、承諾されていない秘密情報の開示又は漏洩を防ぐために、自己の所有する秘密情報を保護するために留意するのと同等かつ合理的と認められる程度の注意をもって秘密情報を保持する。

第7条(財産権)

本契約のいずれの当事者も、本契約に基づき開示された秘密情報のいかなる知的財産権も取得しない。

第8条(独立の活動)

本契約のいずれの当事者も、本契約に基づき、他方当事者からサービスや物品を購入又はその他の方法で取得する義務を負わない。いずれの当事者も、本契約により、当事者間に代理店、パートナーシップ、ジョイントベンチャー等の関係を創設する意図を有さない。本契約のいずれの条項も、各当事者が秘密情報に類似又は関連し

ている秘密情報を参照せずに作成したいかなるソフトウェア、ハードウェア、あるいはデータ・プロセシング・マテリアルも、開発、使用、マーケティング、使用権許諾、及び/又は販売することを妨げるものと解釈されない。

第9条(輸出管理)

秘密情報の使用については、米国及び日本国の輸出関連法規、及びほかの国々の輸出及び輸入関連法規が適用される場合がある。本契約の各当事者は、米国輸出管理法及び輸出管理規制を含むすべての関連する輸出法規を遵守し、いかなる秘密情報の全部又は一部も、法律に違反して直接・間接を問わず輸出されないことに同意する。

第10条 (責任の限定)

いずれの当事者も、本契約の違反より生ずる、いかなる間接的、付随的、特別的、懲罰的、若しくは結果的損害賠償、又は利益、収益、データ、データ使用の損失については責を負わないものとする。

第11条(準拠法及び管轄裁判所)

本契約は日本国の実体法及び手続法が適用され、甲及び乙は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条 (完全合意)

本契約は、本契約に基づき開示される秘密情報に関する両当事者の完全な合意を記載したものであり、当該秘密情報に関し、書面であるか口頭であるかを問わず、過去又は同時期になされたあらゆる合意に優先する。本契約の追加又は変更については、両当事者の正当な権限を有する代表者の記名捺印又は署名した書面によらなければならない。本契約のいずれかの情報が無効又は執行不能と判断された場合であっても、残りの条項は有効に存続する。

第13条 (開示期間)

本契約は、本契約発効日より1年間の間に開示された秘密情報のみに係るものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

東京都台東区上野三丁目 24 番 6 号 上野フロンティアタワー 13 階 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘一郎

Z

印